

第 54 回通関士試験

《 3 》

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

試 験 問 題 （時間 1 時間 40 分）

注 意 事 項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題集及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第 1 問の輸出統計品目表（抜すい）及び関税率表解説（抜すい）、第 2 問の実行関税率表（抜すい）は別冊に掲載されております。
- 5 第 3 問から第 7 問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が与えられます。

第1問 輸出申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、プラスチック製品等の輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、別紙2の輸出申告事項登録画面の統計品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき統計品目番号を、輸出統計品目表の解釈に関する通則に従い、別冊の「輸出統計品目表」（抜すい）及び「関税率表解説」（抜すい）を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

記

- 1 別紙1の仕入書に記載されている品目に統計品目番号が同一であるものがある場合には、これらを一の統計品目番号にとりまとめる。
- 2 統計品目番号ごとの申告価格が20万円以下であるもの（上記1によりとりまとめたものを含む。）がある場合には、その統計品目番号が異なるものであっても、これらを一括して一欄にとりまとめる。
- 3 上記2による場合に輸出申告事項登録画面に入力すべき統計品目番号は、上記2によりとりまとめる前の統計品目番号ごとの申告価格（上記1によりとりまとめたものについては、その合計額）が最も大きいものの統計品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 4 輸出申告事項登録画面に入力する統計品目番号（(a)～(e)）は、その統計品目番号ごとの申告価格（上記1及び2によりとりまとめたものについては、その合計額）が大きいものから順に入力するものとする。
- 5 上記2によりとりまとめたものを除き、輸出申告事項登録画面に入力する統計品目番号ごとの申告価格が20万円以下である場合には、その統計品目番号の10桁目は「E」とする。
- 6 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 7 別紙1の仕入書に記載されているそれぞれの品目の価格（CIF価格）には、次の費用等の額が含まれており、当該CIF価格にそれらの費用等の額が占める割合は、次のとおり。
 - イ 輸出者（売手）の工場から輸出港に到着するまでの運送に要する運賃・・・4%
 - ロ 輸出港における貨物の船積みには要する費用・・・・・・・・・・・・・5%
 - ハ 輸出港から輸入港に到着するまでの海上運送に要する運賃・・・・・・・・・・・・・7%
 - ニ 輸出港から輸入港に到着するまでの海上運送に要する保険料・・・・・・・・・・・・・6%
- 8 別紙1の仕入書に記載されている「Towel hook, of plastics」は、壁その他の建物の部分に恒久的に取り付けるためのものではないものとする。
- 9 申告年月日は、令和2年10月1日とする。

① 3923.10-000E	② 3923.10-000X	③ 3924.90-0000
④ 3925.90-0005	⑤ 3926.20-0003	⑥ 3926.90-0003
⑦ 4202.92-0002	⑧ 6116.10-5004	⑨ 6216.00-500X
⑩ 6303.92-000E	⑪ 8529.90-9006	⑫ 9111.80-000E
⑬ 9111.80-000X	⑭ 9615.11-0002	⑮ 9620.00-0003

INVOICE

Seller

ABC COMPANY
1-1, Kasumigaseki 3-chome,
Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN

Invoice No. and Date

ABC-204951 Sep. 19th, 2020

Reference No. FRB-200819

Buyer XYZ Corp. 1125 E 8th Street Los Angeles,CA 90079		Country of Origin	Japan	
		L/C No. LAIB-0900	Date Sep. 5th, 2020	
Vessel Taiyo Maru	On or about Oct. 5th, 2020	Issuing Bank LA International Bank		
From Tokyo, Japan	Via			
To Los Angeles, U.S.A.				
Marks and Nos.	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
		Unit	per Unit	CIF US\$
XYZ LOS ANGELES	Towel hook, of plastics	600	10.00	6,000.00
	Glove, of sheeting of plastics	430	5.00	2,150.00
	Tripod used for digital cameras, of plastics	120	60.00	7,200.00
	Comb, of plastics	5,000	1.00	5,000.00
	Curtain, of sheeting of plastics	350	5.00	1,750.00
	Watch case, of plastics	250	8.00	2,000.00
Total : CIF Los Angeles			US\$	24,100.00
Total : 150 Packages				
N/W : 2,860kgs				
G/W : 3,230kgs				
		ABC COMPANY		
		(Signature)		

輸出申告事項登録(大額)				入力特定番号 	
共通部		繰返部			
申告等番号		 			
大額・少額識別	L	申告等種別	E	申告先種別	
貨物識別	 	あて先官署	 	あて先部門	
申告予定年月日		 			
輸出者	ABC COMPANY				
住所	TOKYO TO CHIYODA KU KASUMIGASEKI 3-1-1				
電話	 				
申告予定者	 				
蔵置場所	 				
貨物個数	150	PK	貨物重量	3,230	KGM
貨物容積	 				
貨物の記号等	 				
最終仕向地	USLAX	 		船(機)籍符号	
積出港	JPTYO	 		貿易形態別符号	
積載予定船舶	TAIYO MARU		出港予定年月日		
 		20201005			
インボイス番号	A	ABC-204951	20200919		
インボイス価格	CIF	USD	24,100.00	A	

輸出申告事項登録(大額)

入力特定番号

共通部

繰返部

<1欄> 統計品目番号 (a) 品名

数量(1) 数量(2)

BPR按分係数 BPR通貨コード*

他法令 (1) (2) (3) (4) (5)

輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード* 関税減免戻税コード*

内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

<2欄> 統計品目番号 (b) 品名

数量(1) 数量(2)

BPR按分係数 BPR通貨コード*

他法令 (1) (2) (3) (4) (5)

輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード* 関税減免戻税コード*

内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

<3欄> 統計品目番号 (c) 品名

数量(1) 数量(2)

BPR按分係数 BPR通貨コード*

他法令 (1) (2) (3) (4) (5)

輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード* 関税減免戻税コード*

内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

<4欄> 統計品目番号 (d) 品名

数量(1) 数量(2)

BPR按分係数 BPR通貨コード*

他法令 (1) (2) (3) (4) (5)

輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード* 関税減免戻税コード*

内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

<5欄> 統計品目番号 (e) 品名

数量(1) 数量(2)

BPR按分係数 BPR通貨コード*

他法令 (1) (2) (3) (4) (5)

輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード* 関税減免戻税コード*

内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

実勢外国為替相場の週間平均値
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
令和 2. 8. 30 ～ 令和 2. 9. 5	¥110. 00
令和 2. 9. 6 ～ 令和 2. 9. 12	¥109. 00
令和 2. 9. 13 ～ 令和 2. 9. 19	¥108. 00
令和 2. 9. 20 ～ 令和 2. 9. 26	¥107. 00
令和 2. 9. 27 ～ 令和 2. 10. 3	¥106. 00

第2問 輸入（納税）申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、中国から雑貨等を輸入する場合の輸入（納税）申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき品目番号を、関税率表の解釈に関する通則に従い、別冊の「実行関税率表」（抜すい）を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄（(f)～(j)）に入力すべき申告価格（関税定率法第4条から第4条の9まで（課税価格の計算方法）の規定により計算される課税価格に相当する価格）の額をマークしなさい。

記

- 1 別紙1の仕入書に記載されている品目に品目番号が同一であるものがある場合には、これらを一の品目番号にとりまとめる。
- 2 品目番号ごとの申告価格が20万円以下であるもの（上記1によりとりまとめたものを含む。）がある場合には、その品目番号が異なるものであっても、これらを関税が有税である品目と無税である品目に分けて、それぞれを一括して一欄にとりまとめる。
- 3 上記2による場合に輸入申告事項登録画面に入力すべき品目番号は、次のとおりとする。
 - (1) 有税である品目については、上記2によりとりまとめる前の品目のうち関税率が最も高いものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
 - (2) 無税である品目については、上記2によりとりまとめる前の品目のうち申告価格（上記1によりとりまとめたものについては、その合計額）が最も大きいものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 4 輸入申告事項登録画面に入力する品目番号（(a)～(e)）は、その品目番号ごとの申告価格（上記1及び2によりとりまとめたものについては、その合計額）が大きいものから順に入力するものとする。
- 5 輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄（(f)～(j)）には、別紙1の仕入書に記載されている価格に、下記7から9までの費用が申告価格に算入すべきものである場合にはその額を加算した額（本邦通貨に換算した後の額）を入力することとする。

なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 6 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 7 輸入者（買手）は、別紙1の仕入書に記載されている「Sleeping bag, of polyester fabrics」を輸出者（売手）から継続的に輸入している。輸入者（買手）は、輸出者（売手）から前回輸入した「Sleeping bag, of polyester fabrics」の品質が粗悪であったことから、輸出者（売手）に対して損害賠償を要求した。輸出者（売手）はその要求に応じ、今回輸入される「Sleeping bag, of polyester fabrics」1個あたりの単価を売買契約時の単価から5米ドル値引きすることにより、その損害賠償請求額の全額と相殺することとした。別紙1の仕入書に記載された「Sleeping bag, of polyester fabrics」の単価は、その値引後の額である。

- 8 輸入者（買手）は、別紙1の仕入書に記載されている「Pneumatic mattress, of polyester fabrics」1,000個の製造に使用する部分品をその部分品の生産者である本邦所在のC社から600,000円で取得し、これを輸出者（売手）に提供し、輸出者（売手）から当該部分品の代金として輸出者（売手）の工場までの運送費込みの700,000円の支払いを受けた。しかし、「Pneumatic mattress, of polyester fabrics」を1,000個製造するためには輸出者（売手）に提供した部分品の数量では足りないことが判明したことから、輸入者（買手）は、別途C社からC社が生産した部分品を200,000円で追加して取得し、これを輸出者（売手）に無償で提供した。なお、追加で提供した部分品を輸出者（売手）の工場まで運送するために要した費用50,000円は、輸出者（売手）により負担された。
- 9 別紙1の仕入書に記載されている「Portable LED lamp, designed to function by its own battery」について、輸入者（買手）は、その製造過程において、国内販売のための規格に合致させるために、輸出者（売手）の工場に自社の技術者を派遣して勤務させており、当該技術者の現地滞在費として2,000米ドルを負担している。なお、当該技術者は輸入者（買手）が自己のために行う品質検査にのみ従事しており、製造作業には従事していない。
- 10 別紙1の仕入書に記載されている「Fork, of plastics」は、貴金属をめっきしていないものとする。
- 11 輸入者（買手）、輸出者（売手）及びC社のいずれの間においても特殊関係はない。
- 12 申告年月日は、令和2年10月1日とする。

① 3924.10-0003	② 4202.22-200X	③ 4202.92-000X
④ 6306.22-000X	⑤ 6306.29-900X	⑥ 6306.40-1006
⑦ 6306.40-9001	⑧ 6306.90-9000	⑨ 6306.90-900X
⑩ 8215.99-0005	⑪ 8513.10-0002	⑫ 9404.21-0001
⑬ 9404.29-0000	⑭ 9404.30-0006	⑮ 9405.40-0911

INVOICE

Seller

DEF COMPANY
587, West 12th Street Huangpu, Shanghai,
China

Invoice No. and Date

XYZ-0910 Sep. 10th, 2020

Reference No. DEF-010

Buyer ABC Trading Co.,Ltd. HIGASHI 2-3, CHUO-KU, TOKYO, JAPAN		Country of Origin		China	
		L/C No.		Date	
Vessel Nihon Maru		On or about		Issuing Bank	
		Sep. 20th, 2020			
From		Via			
Shanghai, China					
To Tokyo, Japan		Payment Terms			
Marks and Nos. <					

輸入申告事項登録(輸入申告)

共通部

繰返部

大額/少額	☐ L	申告等種別	☐ C	申告先種別	☐	貨物識別	☐	申告番号	☐
あて先官署	☐	あて先部門	☐			識別符号	☐	申告等予定年月日	☐
輸入者	☐ ABC TRADING CO.,LTD.								
住所	☐ TOKYO TO CHUO KU HIGASHI 2-3								
電話	☐								
蔵置場所	☐	一括申告	☐	申告等予定者	☐				

B/L番号	1	☐	2	☐
	3	☐	4	☐
	5	☐		
貨物個数	300	☐ CT	貨物重量(グロス)	5,300 ☐ KGM
貨物の記号等	AS PER ATTACHED SHEET			
積載船(機)	☐ -	NIHON MARU	入港年月日	☐
船(取)卸港	JPTYO	積出地	CNSHA - ☐	貿易形態別符号 ☐ コンテナ本数 ☐

仕入書識別	☐	電子仕入書受付番号	☐	仕入書番号	XYZ-0910
仕入書価格	A -	CIF -	☐ -	☐	

輸入申告事項登録(輸入申告)

共通部 繰返部

<01欄> 品目番号 (a) 品名 原産地 CN 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (f) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<02欄> 品目番号 (b) 品名 原産地 CN 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (g) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<03欄> 品目番号 (c) 品名 原産地 CN 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (h) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<04欄> 品目番号 (d) 品名 原産地 CN 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (i) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<05欄> 品目番号 (e) 品名 原産地 CN 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (j) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

実勢外国為替相場の週間平均値
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
令和 2. 8. 30 ～ 令和 2. 9. 5	¥110. 00
令和 2. 9. 6 ～ 令和 2. 9. 12	¥109. 00
令和 2. 9. 13 ～ 令和 2. 9. 19	¥108. 00
令和 2. 9. 20 ～ 令和 2. 9. 26	¥107. 00
令和 2. 9. 27 ～ 令和 2. 10. 3	¥106. 00

【選 択 式】 ——— 各問題 2 点 ———

第 3 問 次の記述は、関税の確定及び納付に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に係る納付すべき税額は、専ら税関長の処分により確定するものとされているが、延滞税に係る納付すべき税額は、特別の手續を要しないで確定するものとされている。
- 2 納税申告をした者は、当該納税申告により納付すべき税額に不足額があるときは、当該納税申告について更正があるまでは、当該納税申告に係る課税標準又は納付すべき税額を修正する申告をすることができる。
- 3 税関長は、関税に係る過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなった関税があり、その還付すべき金額をその納付すべきこととなった関税に充当したときは、その旨をその還付を受けるべきであった者に通知しなければならない。
- 4 関税を納付しようとする者は、その関税の額が1,000円未満であるときは、印紙によりその関税を納付することができる。
- 5 関税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書（納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書）を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその関税の収納を行う税関職員に納付しなければならないこととされており、この「金銭」には、ドルその他の外国の通貨を含むこととされている。

第 4 問 次に掲げる物品のうち、関税率表第 3 類に属するものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。なお、次に掲げる物品は、すべて食用に適するものとする。

- 1 フィレにして、乾燥したあじ
- 2 食酢により調製したにしん
- 3 水煮による調理をした殻付きの甲殻類
- 4 塩蔵した魚の肝臓
- 5 乾燥した海草

第5問 次の記述は、関税法第7条第3項の規定に基づく関税率表の適用上の所属の教示に係る照会（以下「事前照会」という。）に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 事前照会に対する文書による回答は、一定条件の下で、輸入申告の際、回答書に記載された内容について尊重される取扱いが行われることとされており、口頭又は電子メールによる回答についても、同様に扱うこととされている。
- 2 事前照会の照会者及びその利害関係者が、その照会に係る貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表の適用上の所属に係る紛争が生じているものである場合には、当該貨物の関税率表の適用上の所属については事前照会の対象の範囲に含まれない。
- 3 事前照会に対する文書による回答の内容は、税関としての見解であり、照会者の輸入申告の内容を拘束するものではない。
- 4 事前照会に対する文書による回答について、照会者が再検討を希望する場合には、意見の申出を行うことが可能とされており、口頭又は電子メールによる回答についても、同様とされている。
- 5 架空の貨物に係る照会であっても、事前照会の手続の対象とされている。

第6問 輸入しようとする貨物について、経済連携協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けようとするときは、締約国原産地証明書（当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるものであることを証明した書類）又は締約国原産品申告書（当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるものであることを申告する書類）を税関長に提出することを要する場合があるが、次に掲げる経済連携協定のうち、この場合において締約国原産品申告書を提出することとなる協定はどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
- 2 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定
- 3 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定
- 4 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定
- 5 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定

第7問 日本とA国とを締約国とする二国間の経済連携協定に下表の原産地規則が定められており、下表の工程において関税率表第61.09項に属するTシャツが生産されたものとする。当該協定に関税率表第61.09項の品目別原産地規則として、次の1から5までのいずれかが定められているとした場合に、当該Tシャツが当該協定の締約国の原産品とされるものはどれか。1から5までのうち、該当するもの（品目別原産地規則）すべてを選び、その番号をマークしなさい。なお、A国における縫製の際に使用する糸は考慮しないものとする。

- 1 メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること（布の縫製を含む。）との組合せ
- 2 他の項の材料からの変更
- 3 紡織用繊維の織物類又は編物からの製造
- 4 繊維からの製造
- 5 他の類の材料からの変更。ただし、第52類及び第60類からの変更を除く。

（原産地規則）

《原産品》

この協定の適用上、次の産品は、締約国の原産品とする。

- ・ 非原産材料を使用して当該締約国において生産される産品であって、《品目別原産地規則》を満たすもの

（工程）

C国で採取されたコットンリンターをC国において実綿にし、B国において当該実綿を使用して綿糸を生産し、A国において当該綿糸を使用してメリヤス編み生地を生産し、染色し、Tシャツに縫製。

※参考（関連物品の関税率表の所属）

関連物品	コットンリンター	実綿	綿糸	メリヤス編み生地	Tシャツ
関税率表の所属	第14.04項	第52.01項	第52.05項	第60.06項	第61.09項

【計 算 式】 ——— 各問題 2 点 ———

第 8 問 下表に掲げる 2 品目について、一の輸入（納税）申告書により申告し、輸入の許可を受けたが、当該許可後において、下表のとおり適用税率に誤りがあることが判明し、当該申告に係る納付すべき関税額について、関税法第 7 条の 16 の規定に基づき更正されることとなった。当該更正により結果として過納金となる関税額を計算し、その額をマークしなさい。

品目	課税標準額	適用税率	
		当初申告	更正
A	55,924,025円	4.0%	0.4%
B	31,999,988円	8.0%	2.8%

第 9 問 下表 1 の 3 品目について、一の輸入（納税）申告書により申告をし、輸入の許可を受けようとする場合において、当該 3 品目に係る納付すべき関税、消費税及び地方消費税の額を計算し、これらの合計額をマークしなさい。

なお、消費税及び地方消費税の税率は、下表 2 のとおりとし、軽減税率が適用可能な品目に係る消費税及び地方消費税の額は、軽減税率を用いて計算するものとする。また、当該 3 品目の中には、消費税法上の一体貨物に該当するものは含まれていないものとする。

（下表 1）

品 名	課税価格	関税率
配合飼料（とうもろこし、ふすま、大豆かす） （人の食用に供されないもの）	2,400,600円	13.2%
インスタントティー （人の飲用に供されるもの）	502,950円	9.8%
竹製の敷物	900円	3.3%

（下表 2）

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% （消費税額の 22/78）	1.76% （消費税額の 22/78）

第10問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、A国の輸出者X（売手）との間において、機械部品200個に係る売買契約を締結し、当該売買契約により当該機械部品200個を輸入する。
- 2 MとXとの間の当該売買契約における当該機械部品200個の価格（EXW価格）は3,200,000円である。
- 3 Xは、当該機械部品の輸入取引に関連して、当該機械部品を製造するための金型を450,000円で購入する。Mは、当該機械部品の売買契約の代金とは別に、Xに当該金型の代金450,000円全額を支払う。

なお、当該金型は、当該機械部品200個の製造のみに使用され、当該機械部品の製造後に廃棄される。

- 4 Xは、Mの要請に基づき、Mに対し当該機械部品の仕様等に関する研修を実施する。Mは、Xとの間において、当該機械部品の売買契約とは別に当該研修の受講に係る契約を締結し、当該研修の受講に係る契約に基づき50,000円を支払う。

- 5 Mは、上記費用とは別に当該機械部品の輸入に関し、次に掲げる費用を負担する。

イ 当該機械部品のA国のXの工場から輸出港までの運送に要する運賃及び保険料	81,000円
ロ 船積予定船の到着遅延に伴う当該機械部品の輸出港における船積み前の一時保管に要する費用	35,000円
ハ 当該機械部品の輸出港における船積みにかかる費用	43,000円
ニ 当該機械部品の輸出港から輸入港までの運送に要する運賃及び保険料	204,000円
ホ 当該機械部品の輸入港における船卸しにかかる費用	52,000円
ヘ 当該機械部品の輸入港からMの工場までの運送に要する運賃及び保険料	22,000円

- 6 MとXとの間には、特殊関係はない。

第11問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

1 本邦の輸入者M（買手）は、A国の輸出者X（売手）との間において、衣類に係る売買契約を締結し、当該売買契約により当該衣類を輸入する。

2 MとXとの間の当該売買契約には、次の事項が規定されている。

イ 単価（CFR価格）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,200円/枚

ロ 契約数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000枚

ハ 売買契約の時期に応じて、次の表のとおり値引きが与えられる旨

売買契約月	値引き率	値引き後の単価
1月～ 3月	10%	1,080円/枚
4月～ 9月	5 %	1,140円/枚
10月～ 12月	8 %	1,104円/枚

3 当該売買契約は2月に締結され、当該衣類5,000枚は3月にA国のXの工場から本邦のMに向けて発送されたが、A国内での運送が遅延した影響により、4月に輸入港に到着し、同月に輸入申告を行う。

4 当該衣類の製造には、特殊な作業が必要とされている。Mは、当該特殊な作業に係る技術を有する本邦のZに作業員の派遣を委託し、ZからXの工場に派遣された当該作業員が当該衣類の製造に関する当該特殊な作業に従事する。Mは、Zに対し、当該特殊な作業の対価として450,000円、当該作業員の渡航費用として200,000円、当該作業員の滞在費用として150,000円を支払う。

5 当該衣類のA国のXの工場から輸入港までの運送に際して必要となる乾燥剤について、Mは、A国のYから当該乾燥剤を38,000円で調達し、Xに無償で提供する。また、Mは、当該乾燥剤について、そのA国内の調達先からXの工場までの運送に要する運賃として6,000円を負担する。

6 Mは、当該衣類について、そのA国のXの工場から輸入港までの運送に要する保険料8,000円を保険会社に支払う。また、Mは、自己のために行う当該衣類の販売促進活動に係る費用として67,000円を負担する。

7 M、X、Z及びYのいずれの間においても特殊関係はない。

第12問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を、関税定率法第4条の3第1項の規定により、当該輸入貨物と同種の貨物に係る国内販売価格に基づき計算し、その額をマークしなさい。

なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

- 1 本邦の輸入者Mは、A国の生産者である輸出者Xとの間において、電子機器（以下「輸入貨物」という。）125個を輸入する。
- 2 輸入貨物の課税物件確定の時ににおける性質及び形状により、輸入貨物の課税物件確定の時の属する日又はこれに近接する期間内に、国内における売手と特殊関係のない買手に対する輸入貨物と同種の貨物（A国で生産されたもの）（以下「同種の貨物」という。）に係る国内販売が3件あり、当該国内販売3件に係るその単価及び当該単価ごとの販売に係る数量は次のとおりとする。

	単価	単価ごとの販売に係る数量
国内販売①	27,680円	250個
国内販売②	32,300円	200個
国内販売③	40,000円	150個

- 3 上記2の国内販売3件の同種の貨物に係るA国のXの工場から輸入港までの運送に要する通常の運賃、保険料その他当該運送に関連する費用の額はいずれも300,000円とする。
- 4 上記2の国内販売3件の同種の貨物に係る輸入港到着後に国内において販売するまでの運送に要する通常の運賃、保険料その他当該運送に関連する費用の額は、いずれも120,000円とする。
- 5 輸入貨物と同類の貨物（同一の産業部門において生産された輸入貨物と同一の範疇^{ちゅう}に属する貨物）で輸入されたものの国内における販売に係る通常の手数料又は利潤及び一般経費の額（輸入港到着後に国内において販売するまでの運送に要する通常の運賃、保険料その他当該運送に関連する費用の額は含まないもの）は、1個当たり3,200円とする。
- 6 上記2の国内販売3件の同種の貨物に係る本邦において課された関税及び消費税（地方消費税を含む。）は、以下のとおりとする。

	関税	消費税（地方消費税を含む。）
国内販売①	180,000円	618,000円
国内販売②	171,000円	587,100円
国内販売③	162,000円	556,200円

第13問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 関税法第70条第1項においては、関税関係法令以外の法令の規定により輸出に関して承認を必要とする貨物については、輸出申告の際、当該承認を受けている旨を税関に証明しなければならないと規定されており、本邦から外国に向けて行う外国貨物の積戻しには、この規定は準用されない。
- 2 税関長は、貨物を輸出しようとする者から当該貨物を外国貿易船に積み込んだ状態で輸出申告をすることの承認の申請があった場合には、関税法第67条の検査を要しないと認めるときに限り、当該承認を行うこととされている。
- 3 本邦の船舶により本邦の排他的経済水域の海域で採捕された水産物をその海域から直接外国に向けて送り出す場合には、関税法に基づく輸出の手続は要しない。
- 4 関税定率法第17条第1項の規定により再輸出免税の適用を受けて輸入された加工材料となる貨物が輸入後加工され、その加工されたものを当該加工材料となる貨物の輸入の許可の日から1年以内に輸出しようとする者は、その輸出申告の際に、その輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書にその加工をした者が作成した加工証明書を添付して、これを税関長に提出しなければならない。
- 5 輸出の許可後において貨物の積込港を変更しようとする場合には、輸出者の事情によらない積込港の変更であるときを除き、当該輸出の許可の取消しを受け、その変更の内容により輸出申告をし、その許可を受けなければならない。

第14問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 保税地域にある外国貨物を積戻ししようとする場合において、その貨物が外国から本邦に到着した際に当該貨物に使用されていた古包装材料のみを保税地域から本邦に引き取る場合には、その古包装材料（これをくず化したものを含む。）の包装材料としての経済価値がほとんどないと認められるときは、品名、数量等を記載した適宜の書面を提出することにより、関税が課されることなく、その引取りが認められる。
- 2 税関長は、税関官署の開庁時間以外の時間において輸入の許可に係る事務の執行を求めようとする者から、あらかじめその旨の届出があった場合において、税関の事務の執行上支障がないと認めるときは、当該届出に係る事務を執行するものとされている。
- 3 貨物を輸入しようとする者が輸入申告と併せて納税申告を行った場合において、当該納税申告に誤りがありこれを是正する必要があるときは、その許可前に限り、その必要があるとの理由のみにより、これらの申告を撤回することができる。
- 4 修正申告に係る書面（当該書面に添付すべき書類及び当該書面の提出に関連して提出するものとされている書類を含む。）が郵便又は信書便により提出された場合において、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日が明瞭であるときは、当該通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなされる。
- 5 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品について、当該譲許の便益の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てに係る関税割当証明書の交付を受けた者の名をもってしなければならない。

第15問 下表のAからEまでの各行の右欄（「物品」の欄）のa.からc.までに掲げる物品のうち、左欄（「関税率表の類」の欄）に掲げる関税率表の類に属さないものはどれか。次の1から5までのうち、その属さないものの組合せが正しいもの一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい組合せがない場合には、「0」をマークしなさい。

	関税率表の類	物品
A	第4類（酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品）	a. ヨーグルト b. ラード c. バター
B	第28類（無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物）	a. 液体空気 b. 純水 c. ダイヤモンド
C	第44類（木材及びその製品並びに木炭）	a. 竹製の割り箸 b. 鉛筆 c. 木製の衣類用ハンガー
D	第85類（電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品）	a. 印刷機 b. 電話機（携帯回線網用のもの） c. 電熱式のヘアドライヤー
E	第87類（鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品）	a. 水陸両用車両 b. 乳母車 c. スクーター（足で地面を蹴ることにより推進する車輪付き玩具）

- | | | | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 | A - a | B - a | C - c | D - c | E - a |
| 2 | A - b | B - c | C - b | D - a | E - c |
| 3 | A - b | B - a | C - a | D - b | E - b |
| 4 | A - c | B - b | C - c | D - a | E - b |
| 5 | A - b | B - a | C - b | D - c | E - c |

第16問 次の記述は、関税率表における物品の所属の決定に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

関連する関税率表の類の表題は、以下のとおり。

- 1 第8類の類注において、冷蔵した果実及びナットは、当該果実及びナットで、生鮮のものと同一の項に属するものとされている。
- 2 第20類の類注において、トマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の7%以上のものは、第20.02項に属するものとされている。
- 3 第22類の類注において、海水は、第22類には含まないものとされている。
- 4 第34類の類注において、化学的に単一の化合物は、第34類には含まないものとされている。
- 5 第38類の類注において、人造黒鉛は、第38類には含まないものとされている。

関税率表の類の表題

第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第22類	飲料、アルコール及び食酢
第34類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
第38類	各種の化学工業生産品

第17問 次に掲げる物品のうち、関税暫定措置法第8条の2第1項の特恵関税に関し、関税暫定措置法施行令第26条第1項第1号の特恵受益国等（同法第8条の2第1項に規定する特恵受益国等をいう。）において完全に生産された物品（当該物品とみなすものを含む。）に該当しないものはどれか。以下の関税暫定措置法施行規則第8条（完全に生産された物品の指定）の規定を参考にし、該当しないものを一つ選び、その番号をマークしなさい。なお、該当しないものがない場合には、「0」をマークしなさい。

次に掲げる物品については、各選択肢に掲げる特恵受益国等から本邦へ輸出されるものとし、また、各選択肢に記載されている材料以外の使用されうる材料については考慮しないものとする。

- 1 関税暫定措置法第8条の2第1項に規定する特恵受益国等であるA国において漁ろうにより得られたたこ（オクトプス属のもの）をA国において切断し、加熱し、冷凍したたこ調製品
- 2 関税暫定措置法第8条の2第1項に規定する特恵受益国等以外の地域（非原産国）において採取した種を、当該特恵受益国等であるA国において播種し、栽培した後、収穫したごぼう（冷蔵したもの）
- 3 関税暫定措置法第8条の2第1項に規定する特恵受益国等であるインドネシアにおいて収穫されたカシューナットと当該特恵受益国等であるベトナムにおいて収穫されたカシューナットとを使用し、ベトナムにおいて煎ったカシューナット調製品
- 4 関税暫定措置法第8条の2第1項に規定する特恵受益国等であるA国において収穫されたぶどうと日本からA国に輸出された酸化防止剤とを使用し、A国において生産されたスパークリングワイン
- 5 関税暫定措置法第8条の2第1項に規定する特恵受益国等以外の地域（非原産国）で収穫されたぶどうと、日本から当該特恵受益国等であるA国に輸出された酸化防止剤とを使用し、A国において生産されたスパークリングワイン

（参考）関税暫定措置法施行規則

（完全に生産された物品の指定）

第八条 令第二十六条第一項第一号（原産地の意義）に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 一の国又は地域（法第八条の二第一項又は第三項に規定する国又は地域をいう。以下同じ。）において採掘された鉱物性生産品
- 二 一の国又は地域において収穫された植物性生産品
- 三 一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物（生きているものに限る。）
- 四 一の国又は地域において動物（生きているものに限る。）から得られた物品
- 五 一の国又は地域において狩猟又は漁ろうにより得られた物品
- 六 一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物
- 七 一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品
- 八 一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収用のみに適するもの
- 九 一の国又は地域において行なわれた製造の際に生じたくず
- 十 一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品